

# 韓国における教育改革

- 「自律的学校経営」と「教育自治」 -

小島 優生

Educational Reform in South Korea

Yuki KOJIMA

"Autonomous school management" and "Education autonomy" have been rapidly promoted to various educational reforms by the key word in South Korea since the latter half of 1990's. This study aims to examine mainly the school management committee in South Korea. School management committee in this study will be defined as "Legal organization composed of the teacher, parents, and the local populace, etc. who include the principal, and has aimed to discuss the selection of the method of managing the school curriculum and books for the subject and to discuss the education activity after school. It is a legal organization to which the installation is obligated regardless of the public and private schools. A great discretion right was given to the principal, and the method of making the local populace, the guardian, and the teacher participate was adopted in the school to which the educational reform by which getting rid of from centralization was intended was done and the authority was transferred by South Korea in the decision making as well as in Japan. It will be necessary to ask the execution process of the policy in the future though this policy can be evaluated that it is exactly epoch-making if the situation of educational administration and the school management of current South Korea's is considered. It seems that the educational reform of South Korea has a big meaning anyway as a preceding case for Japan with a similar school system and the educational administration system.

はじめに

韓国は日本と類似した学校体系を持っていることが知られているが、教育改革に関してもまた、類似した議論を重ねてきた。それらは多岐にわたるが、昨今の動向をみて最も顕著なものといえば、欧米の学校理事会等に類似した「学校運営委員会」の設置に伴う学校経営の自律化、中央教育行政機関から地方教育行政機関、あるいは学校現場への権限委譲等が挙げられよう。同国では前者を「自律的学校経営」、

後者については「教育自治」という概念を用いて議論されてきた。

韓国においても、議論と研究は着実に蓄積されてきているが、この両概念の関係性を視野に入れた分析は希薄であるように思われる。しかしながら、住民や保護者の教育意思を実際の教育に反映させることが改革主眼として設定されている以上、分析の対象としては学校経営内部だけでも、あるいは教育行政制度だけでも不足であるといわざるを得ない。

したがって、本稿では、第一に韓国における90年

代後半の教育改革における理念として「自律的学校経営」と「教育自治」の2つの理念をそれぞれ学校参加と民衆統制および地方分権に焦点化して再度検討し、学校運営委員会において2つの理念の関係性について考察する。その上で、学校運営委員会の実態をもとに、「自律的学校経営」と「教育自治」の2つの改革手法が取られたことの評価をすることとする。本稿において、韓国の学校運営委員会を対象としたことは以下の2つの理由による。

韓国の学校運営委員会制度を対象とする意義は、第一に、学校運営委員会設置までは父母や地域住民の参加に関して実定法がなく、また実践としてもほぼ皆無であったという点。第二に、韓国では90年代に入り、それまで中央集権的に決定されてきた教育に関する事項が地方分権の趨勢によって政策的・制度的にドラスティックな動きを見せていることが挙げられる。

すなわち、父母・住民の学校経営への参加および教育行政の民衆統制という側面において、消極的な状況にかつてあったという点においてわが国の状況に類似しており、中央集権的教育行政からの脱却においては、日本と比して劇的な変化を遂げている国の制度を対象とすることに意義を見出し、日本への示唆とすることで主題を設定した。

#### ・韓国教育改革の動向

1990年代後半から、韓国では学校運営委員会を中心とした教育改革が急速に推し進められている。学校運営委員会とは、「校長を含む教師、父母、地域住民等から構成され、学校教育課程の運営方法、教科用図書の選定、放課後の教育活動等を審議することを目的とし国・公立、私立を問わず必置の法定機関」と定義することができる。

韓国における90年代後半からの教育改革をめぐる論議は、金泳三政権下の「世界化戦略」が一つの契機となって現在も展開されている。世界化とは21世紀を競争化の時代と位置づけた政治・経済に向けた用語であるが、それを教育改革に当てはめると、画一的なカリキュラムや学校運営を改め、学校間の「特色」による差異を認め、かつ促進する方策である、と理解できよう。そしてそれを実現すべく、1995年5月31日、「世界化・情報化時代を主導する教育改革案」

が大統領諮問機関である教育改革委員会から提出された。そこでは世界化・情報化時代に対応するためには、それまで教育人的資源部（日本における文部科学省に該当）や教育委員会が有していた権限を委譲することを基調としており、そのためのさまざまな方策が提案されていた。

さらに、その権限を委譲される学校内部においては、校長に大幅な裁量権を持たせるとともに、その意思決定においては地域住民・保護者・教師（校長）を正当な政治ルートとして参加させるという方策が提案された。このような「単位学校責任制」はこれまでの教育行政機関によって画一化されてきた学校経営、また学校内の意思決定構造という面から見れば閉鎖化された学校経営を原理的に転換させることも視野に入れた内容を含んでいる。

そして95年中地域住民・保護者・教師（校長）が、学校運営に関して一堂に会して学校運営に関して審議する「学校運営委員会」の設置が各法律の改正・整備をもって各学校に義務付けられたのであった。

#### A．教育自治

韓国は1949年の解放時から、「教育自治」をその本旨に掲げて来た。しかし、抽象的な使われ方をしていることもあって、それが何を意味するのか、そしてそれがどのような教育行政・学校経営を指すのかは論者によって異なり、かならずしも統一されているとは言えない。尹正一は、教育自治制は教育行政の地方分権を通して、住民の参与意識を高め、各地方の実態に即した教育政策を策定・実施することで、教育の自主性・専門性・政治的中立性を確保する基本的な教育制度を指すとしている。この定義によれば、教育自治は教育行政の地方分権と住民参加という手段によって、地域の実態に応じた多様な教育政策が実施され、この多様な教育においては教育の自主性・専門性・政治的中立性が確保されることになる。

大韓民国憲法と教育法ではともに、教育自治が実施されるべき当為性を規定している。まず、憲法では教育の自主性と政治的中立性を保障すると同時に、地方自治体が住民の福祉のための事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定する事が出来ると規定している。そして教育法では、国家と地方自治団体が教育の自主性を確保し、民意に基づき、実情に応じた教育行政をするために必

要な施策を講じることができると規定され、教育自治の具体的な方向性が提示されていると見ることができる。

韓国教育行政における教育自治制とは、教育行政の組織・運営に主眼が置かれてきた。教育行政学者の尹正一によれば「教育行政の地方分権を通して住民の参与意識を高め、各地方の実態に適合する教育政策を工夫・実施することによって教育の自主性・専門性・政治的中立性を確保することができるようにする基本的な教育制度」と定義される<sup>1)</sup>。従って、教育自治制には地方自治と教育自治という2種類の理念が含まれていることになる。すなわち、教育行政の自主性を保障するという目的の為に一般行政からの分離・独立と、地方分権と住民自治を通して中央からの自治という2種類の要素が含まれているのである。

本稿では韓国「教育自治」に関して尹誠一の定義に従い、便宜上教育行政の一般行政からの独立分権と住民自治を通しての中央からの自治の2つにわけ、さらにその事例として は教育委員会・教育監制度、 は教科用図書・教育課程を見ていくことにする。

第六共和国である盧泰愚政権はそもそも「民主化宣言」<sup>2)</sup>を受けて成立したために国民の民主化要求に答えなければならないという課題を持っており、このような政治的課題を受けて教育改革も志向された。盧泰愚政権下の1987年12月、大統領諮問機関である教育改革審議会から出された最終報告書『十大教育改革』、『教育改革総合構想』から、導き出された改革の主眼の一つが、初等中等学校を所管する地方教育行政の「民主化」である<sup>3)</sup>。

地方教育行政の「民主化」については1991年の「地方教育自治に関する法律」(法律4347号)制定に象徴される。同法は建国以来、「教育法」に規定されてきた地方教育行財政に関する規定を、全てこの新法に移して制定された。が、その内容は大幅に変更され、地方教育行政の権限強化が進められた。例えば特別市及び道教育委員会を構成する教育委員の選出に関して、これまでは任命制であったのに対し、新法では「公選制」<sup>4)</sup>に改められたこと、教育監の持つ権限が大幅に拡大されたこと、などが挙げられる。この新制度は住民による直接選挙にはいたらないものの、各地域の代表がそれぞれ県レベルの教育委員となる

ことで、各地域の意向を反映するチャンネルになる可能性を持っていたが、道議会で選出されるということから、教育委員会の道議会への従属性が問題視された。

そこで、1995年にできた学校運営委員会の一部による直接選挙という過程を経て、地方教育自治に関する法律の改正により、2000年からは全ての学校運営委員会委員の選挙によって教育委員・教育監が選出されることとなった。そして既に2001年の段階で4市・道において教育監の選挙がなされた。

こ 戦後アメリカ統治時代に一般行政との分離独立の概念を導入して以来、紆余曲折をえながら来た地方教育制度の現状があり、今次改革において、少なくとも選出に関しては議会と完全に決別した。これは教育行政の独立性を守る上で、大きな前進と評価されよう。しかしこのことによって、従来よりも地域の意向を反映した政策執行が可能になるのかは、これから明らかにされなければならない課題のひとつである。また住民自治が教育自治の本旨のひとつである以上、学校運営委員会委員を通じた間接選挙でなく、住民による直接選挙を求める声<sup>5)</sup>もある。教育行政が広域自治として県レベルにしか教育委員会が設置されることなく、その規模も大きいこと<sup>6)</sup>を勘案すると、非常に困難なことが懸念される。ただ、ここで選挙が実施された4市・道の学校運営委員会委員に対するアンケートにより、「非常に関心がある」「少し関心がある」をあわせると93.3%の大多数が選挙に関心を持っていることを付記しておく<sup>7)</sup>。

次に、教科書に関する権限関係の変化について見ていくこととする。「教育法」では、第157条第1項で「大学、教育大学、師範大学と専門大学を除外する各学校の教科用図書は文部省が著作権を持つか、検定または承認したものに限り、第2項で「教科用図書の著作・検定・認定・発行・供給及び価格査定に関する事項は大統領令で定める」としており、これによって教育課程と教科書に関するほとんどすべての事項が中央集権的に決定されることになり、このような状態が第五共和国期(1980～1987、全斗煥大統領)まで続いた。このことはアメリカ軍政期になされた教育課程・教科書政策に端を発し、国定・検認制教科書制度を今日まで温存させてきた原因の一つでもある<sup>8)</sup>。

教育課程を制定・統制・管理・改定する権限は全て

文教部が掌握している、中央集権的傾向が強い政府主導の教育課程は全国的に画一化された運営をもたらした。しかし、1992年教育部が発表した第6次教育課程改定案によって高等教育課程決定と編成運営権が従来の教育部による独占的決定から転換し、市・道教育庁と学校が共に参与して運営することができるようになった。

また97年度から段階的に国語を除外した初・中・高等学校の国定(1種)教科書が検定(2種)教科書となり、初等学校の英語および中・高校の道徳・倫理教科書については、各学校が検定合格教科書の中から選定し、使用することができることとなった。教育部は1995年7月4日にこのような内容の「教科用図書に関する規定」改定案が国務会議で議決されたのを受けて初等学校の場合、97年度から3～6年生に正規教科である<sup>9)</sup>週あたり2時間を教える英語の教科書をまず検定教科書にして製作した。また、国語を除外した初等学校の数学・自然・社会等8教科において、国定教科書は2000学年度から、中学校の道徳・社会・環境コンピュータ等5教科の国定教科書は98学年度から、高校の政治・経済・経済共通・倫理等11教科の教科書は99年度の新生用から各々国定教科書から検定教科書に転換した。そして教育部は1998年度から始まった第7次教育課程改定作業に、国定にされている高校の教科書を公示を通じて検認定に転換した。これは経済教科書の執筆方針を統一する目的で残存してきたものである。2000年から施行されている新教育課程案によって教科書制度において教育部と市・道教育庁は教科書の執筆と発行に関する基本指針だけを提示し、その内容の構成と形式等具体的執筆を民間が担当するように今後、国定教科書数を最小化し、検認定教科書を使用する事が出来る教科を大幅に拡大する計画をうちだしている。初等学校の教科書も漸進的に検認定教科書に転換し、2001年度からは初・中等学校全ての教科書が自由発行となり、またこれまで有償であった教科書の一部は無償貸与になり、個々の学校で保管・管理して貸与する体制が構築された。

教育課程運営に関連した事項としては、学校運営委員会で審議した上で、授業日数の範囲内で学校教育課程を多様に運営することが可能になり、特別活動(学級活動、クラブ活動など)に関する具体的な実践方法なども学校内で決定できるようになった。実

際、2001年の5月には、韓国の伝統である「教師の日」に、ソウル市内の40%の小学校が自主休校となっている<sup>10)</sup>。

以上のように、教科書に関しては、全て国定であったものがまず検認定に、そしてさらに民間にその発行権を委譲しようとする方針が明確になり、合わせて教育課程に関しては学校の特性、教科・単元の性質によって一定範囲で学校が弾力化することが可能になった。

これまでの作業によって、学校運営委員会審議事項である「教科用図書の選定」、「教育課程の運営方法」がかつてどこに権限があったのか、どのようなプロセスを踏んで現行のように学校に権限が委譲されたのか、明確になったと思われる。まだかなり限定された中で選定・運営方法の審議であり、対象となる教科用図書も少ないが、学校に分権化されていく流れと連動して審議対象も増加するだろう。ただ、教育における専門性の高い事案について事実上の共同意思決定としての審議が成り立ちうるのかという点について、筆者は懐疑的である<sup>11)</sup>。

## B. 自律的学校経営

1990年代になって韓国は21世紀に対応するための教育改革を推進してきているが、基本的に教育課程の制定と運営・質的管理は国家水準で行うものの、地域および学校単位で自律性を付与し、教師にも専門家として一定の教育裁量権を認定し、脱中央集権化を図るという基調での教育改革が進行している。

学校自律性伸張政策の背景として、教育改革の流れからの時代的側面と、中央集権的教育統制から、地域の特殊性、学校の効率性という理論的側面、そして国民の権利意識の高揚という教育権の側面が考えられる。

韓国では1985年に教育改革審議会発足以降、推進されてきた教育改革の主な背景として21世紀への対応という目標が一つとしてあげることができる。画一的な教育問題に対する解決策のひとつとして教育行政の自律化が模索されてきたのである。

金泳三政権において強調されてきた新教育体制は、「知識情報化」と「世界化」の無限競争時代という文明史的転換期に対応するために、需要者中心教育、多様化・特性化教育・自律と責務性中心の教育運営・自由と平等の調和する教育・開かれた教育・質の高い



教育等を追求している。現政権である金大中政権は、このような前政権の政策基調を受けて、教育現場の実践に焦点を当て、「教育自律化の推進」と「学校自律経営体制の確立」を基本方向の一つに設定している。しかし、この権限委譲は、韓国教育行政は広域自治であって地方教育機関そのものが大きく、学校現場に密接に関わるというよりは指示・命令が多いと批判されてきた。実際、1995年に行われた調査でも、地方に権限が委譲されても学校に変化はないという回答が多数を占めている。

ここから見られることは、教育における自治を標榜した改革でも、結局は学校と教師が官僚的な行政手法で管理されてきていたこと、同様に学校経営においても、父母・地域社会に対して閉鎖的な学校経営がなされ、それに対する不満があったことである。言い換えれば、開かれた学校経営、そして父母・住民の参加型の経営が求められてきたのである。

そしてそれに対する処方箋として、school based management が採用され、学校運営委員会設置が提言されたのである。学校運営委員会設置を提言した5・31教育改革法案では、その基本趣旨を以下のように説明している。

「初・中等学校では、学校経営の自律性が不足しており、父母の学校運営参加が不十分で、学校単位の自律的経営がなされていない。教育の住民自治精神を具現する学校単位の自律性を拡大し、学校教育の効果を最大化するために教職員・父母・地域社会人が自発的に責任を持ち、学校を運営する‘学校共同体’の構築が切実な問題である。したがって、学校単位の教育自治を活性化し、地域の実情と特性、ならびに多様な教育を創意的に実現できる学校別の‘学校運営委員会’を構成・運営すべきである。」

・学校運営委員会 両概念の関係性から

#### A. 学校運営委員会の概要

学校運営委員会は、「校長を含む教師・父母・地域住民等から構成され、学校教育課程の運営方法、教科用図書を選定、放課後の教育活動等を審議することを目的とし、国・公立、私立を問わず必置の法定機関」と定義される。

韓国においてこれまでこのような機関は存在しなかったこと、さらに教師を「先生様」と呼称する学校

文化も相俟って学校運営委員会設置当初は混乱をきたした。韓国最大の教員団体である韓国教員団体総連合会が設置当初に行った調査によれば、教師の半数がこの制度に反対している。また、学校運営委員会に関する立法過程における、韓国教育開発院委員会報告書や公聴会の資料からも制度に対する批判が散見する。しかし、同時にこの制度に対する期待もまた、大きいことも事実である。

このような事情を考慮してか、学校運営委員会は1995年「5・31教育改革法案」で設置が提言された当初からその機能や対象、構成等に関して議論がなされた。

また、1996年に法制化されて約5年経過したことになるが、その間すでに改正がなされている。

学校運営委員会の機能や組織について、初中等教育法と同施行令をもとに概観する。

学校運営委員会の設置目的は「学校の自律性を高め、地域の実情と特性にあった多様な教育を創意的に実施するため」であり、1999年度からはそれまで任意設置であった私立学校も対象として国・公立並びに私立の初・中・高・特殊学校に必置の機関である。5・31教育改革法案時から議論のあった機能に関しては校則、予・決算、教育課程運営、教科書選定、長期休暇中の教育活動、遠足、招聘校長・教員の推薦、学校給食、大学推薦入試における校長推薦、運動部、学校運営に関する建議事項、その他の事項については各条例に委任している。例えば、ソウル特別市条例では、但し、私立学校の場合は諮問となっていて、これは私立の自主性、および理事会との関係を考慮したためと言われている。

委員の構成は5人以上15人以内とその学校の生徒数に応じて決められるようになっており、各構成員の比率は教員代表20～30%、父母代表30～40%、地域社会人30～50%となっているが、実業高校の場合には地域社会人の割合を大きくする等の特例が設けられている。父母・教員代表委員はそれぞれ全校父母会、職員会議等で無記名投票によって選出され、地域社会人については教員・父母委員が推薦した者を同様に無記名投票で選出する。

学校運営委員会で審議された内容については、校長は最大限尊重しなければならず、審議結果と異なる施行をする場合、あるいは審議を経ずに施行する場合は学校運営委員会と管轄庁の両者に書面で報告

することが義務付けられている。さらに、正当な事由なく、審議結果と異なる施行や不施行、審議を行わないときには管轄庁が校長に対して是正命令ができることとなっている。

## B. 学校運営委員会の特徴・論争点

学校運営委員会の特徴は、意思決定過程の多元化、そして教育行政機関との接続が挙げられる。は、それまで学校経営や教育課程について、各学校内部においていわば「閉じられた」状態で行われていた意思決定が、地域・父母参与のもとで行われるようになったということである。

このことによって、父母や地域・教師の教育意思が各学校レベルに設置される学校運営委員会を通して、教育行政機関にまで影響を及ぼすことが可能になった。

次に韓国国内での学校運営委員会に関する論争点を整理しておく<sup>12)</sup>。

### (1) 私立学校への設置について

韓国教育機関においても、私立学校はかなりの割合を占めている。学校運営委員会の設置・運営に関しては、当初の5・31教育改革法案当時から国・公立学校と同様に扱うかどうかで議論があり、また韓国教育開発院が行った公聴会でも全国私立学校校長会は、理事会持つ権限と、学校運営委員会に与えられる権限が重なるため、また、私学の自主性を尊重するという見解から、設置の義務化には消極的で最初の法規定では「勸奨事項」ととどまっていた。しかし1999年からは法改正が行われ、機能の違いはあれ、設置は国・公立学校と同様に義務化された。

### (2) 校長権限との関係性

校長は学校経営においては最高意思決定者であるが、学校運営委員会においては、「当然職」として一委員に過ぎない。従って学校運営委員会での審議結果が校長の意思と異なる場合など、学校運営委員会の「審議」機能が曖昧になるおそれがある。すなわち、このような場合に校長が学校運営委員会の決定に従えば事実上は「議決」機関となり、従わず、異なる施行をすれば「諮問」機関ともなりうる、ということである。

また、学校運営委員会では招聘校長の評価を行う

ことができるが、この場合、「評価者」の中に「被評価者」が参加しているということとなり、公正な評価を危ぶむ指摘もある。

## . まとめ

学校運営委員会は、これまで見てきたように学校参加と教育自治の2つを実現し、接続する役目を果たしている。現在のところ、学校参加も、選挙もおおむね受け入れられている<sup>13)</sup>状況であり、学校レベル・教育行政レベル両方において、民衆統制のための外形的な制度的基盤は整ったといえる。学校運営委員会はこれまでの学校経営も含めた教育行政構造を須く参加による民主化された構造に転換させることに關して、チョグンチュが「牽引車」と例えたように、一定の成果を収めたと評価できる。

ところで、本稿では詳しく触れなかったが、立法過程において、学校運営委員会の機能が議決機関から審議機関へと大幅に変容させられたのは、それまでの学校経営に父母・住民の関与がなかった現状からの帰結であった。この変容に關して韓国教育開発院の調査報告は学校運営委員会の定着を待って順次権限を拡大していくことを提案しており、今後の動向が注目されるところであるが、それまで金銭的援助しか関われなかった父母・住民がここまで広範囲に、また強力に關与しうる制度ができたことは評価に値する。

また、ソウル特別市教育庁が父母・教師対象に行ったアンケートでも、教師の77%、父母の86%が学校運営委員会が学校経営の向上について「役に立つと思う」と好意的な反応を示していることもそれを裏付けるものであろう。

筆者が行った面接調査において、とある校長は「結局は運営次第」と指摘したが、父母住民は学校運営委員会制度の整備によって学校経営に参加する方が開かれたものの、「専門性」によって意思決定への参加を阻まれることもありうる。また、同様に筆者が傍聴した学校運営委員会では、父母・地域委員の発言が少なく、教員委員側の一方的な説明に終止してしまう現状もあった。「実質的な」審議のためには、「素人」でありつつも委員としてのスキルアップが求められている。

参加を分析する場合には、権利論、効果性の両方

のアプローチがとりうるだろう。先行研究において、参加の効果を俎上に載せているものに比較して、権利論からの分析はかなり些少であった。このことは、2つのことを意味する。ひとつには韓国国内において、さらなる権利論の形成がなされていくにつれて、参加の内実に対しても関心が高まるであろうことである。そしてその際に、教師・父母・住民がフラットな状態で参加するのではなく、教育の専門性に裏付けられた、教師・父母・住民それぞれの教育に関する権利を行使するという意味での参加を模索する必要がある。

2点目に参加が一定の効果を持ちうるかどうか、が今後の課題となることを示唆している。その際、共同意思決定に懐疑的な私(尹)は<sup>14)</sup>すでに試験実施段階から学校運営委員会設置によって、学校経営は保守化か、政治化への途を辿るしかないとして断じており、今後実証研究を通じて検証していく必要がある。現在の学校運営委員会による学校参加や選挙制度による教育行政参加は、民主化という政治課題に裏付けられた目的参加の側面が重視されている。しかしこれからはそれとともに、「何のために参加をするのか」すなわち道具的参加が問われてくるだろう。いずれにせよ、韓国教育改革が、現在大きな過渡期にあるのは事実である。このような状況で安易な憶測や即断は厳に慎まなければならないが、学校評議員新設や教育委員会改革などで転換期を迎えつつある日本にとって、先行事例として大きな意義を有するものと言えよう。

#### 註

- 1) 尹誠一ほか『韓国教育政策』ソウル，教育科学社，1992年
- 2) 金大中・金泳三両氏を中心に全斗煥政権の「護憲論」に対抗し「直選制改憲署名運動」を展開し、大衆運動の組織化を図った。労働運動と学生運動の同盟関係いわゆる「労学連帯」が民衆レベルで民主化運動を強力に推進していった。学生デモが頻発し、社会的不安が高まる中、状況を打開する事になったのは『国民大和合と偉大な国家への前進のための特別宣言』であった。これは全斗煥大統領の陸軍士官学校で同期生であり、全政権の最大の功労者であり、かつ与党である民主正義党の大統領候補内定者でもあった盧泰愚の献策で、具体的には次期大統領の直接公選(それまでは選挙人団による間接選挙)、金大中を含む政治犯の釈放・赦免・復権、社会のあらゆる部門における自治およ

び自律性の保障などを宣言したものであった。これによって民主化抗争は沈静化に向かった。

- 3) この改革案では、それまでの「反共」「国家」を謳った教育意識が転換していることが分かる。同報告書は、21世紀の韓国人像として「自主的・総合的・道徳的」人間を挙げている。これを契機とした改革には、教育行政の民主化以外にも、中学校の義務化、高等学校の多様化がある。中学校への進学率は当時、98%に達していたものの、財政状況により義務化されていなかったが、85年から段階的に義務化した。高校についても進学率が9割を突破したため、平準化政策を緩和して多様化を図る目的で、科学技術高校の設置、飛び級が導入された。
- 4) ここで、留意しなければならないのは、「公選制」が、日本での用語法と異なった制度を意味しているということである。韓国で「公選制」は議会を通した二段階の間接選挙制である。そのプロセスは、まず市・郡および自治区議会には有資格者の立候補登録を受け、教育・行政経歴者1人を含む2人を選出し、市・道議会に推薦する。道議会はその中から市・郡及び自治区ごとに1人ずつ無記名投票により選出されるが定数に満たない場合には推薦議会とは関係なく選出する。(5条)
- 5) 教育人的資源部『質問調査実施結果報告』ソウル，2001年の自由記述欄
- 6) 規模について、無論市・道によって大きな差があるが、最大規模のソウル特別市の場合、所管する学校数を見ても、公立の初等学校496校、中学校245校、高等学校79校、特殊学校9校、さらに私立の初等学校39校、中学校109校、高等学校119校、特殊学校16校、計1192校であり、かなりの大規模の自治単位であることが分かる。
- 7) 教育人的資源部『質問調査実施結果報告』ソウル，2001年
- 8) 최강철 「韓国学校教育統制構造に関する研究」東国大学大学院博士学位論文，ソウル，1997
- 9) 日本と異なり、韓国の小学校では週当たり2時間の英語が必修である。
- 10) 韓国では伝統的に5月15日が「教師の日」として、日ごろの感謝を表す簡単な贈り物をする習慣があった。しかし、これが不正な贈収賄になるのではないかと批判が高まっていた。
- 11) 模範的な学校運営委員会の議事録を収録した資料でも、教科用図書選定は論議というよりも、どのような観点からの選定であるかの説明が父母に対してなされているという印象である。ソウル特別市『学校運営委員会運営資料集』2001年
- 12) 韓国教育開発院『韓国教育政策の争点と課題』ソウル，1999年

\* 詳細は拙稿『韓国学校運営委員会制度に関する研究 教育

行政構造の変化に着目して』(平成13年東京大学大学院教育学研究科修士学位論文)を参照のこと。

- 13) 教育人的資源部『質問調査実施結果報告』によれば、学校運営委員会の設置率は、私立高等学校、公立特殊学校を除き、ほぼ100%であった。その後、私立学校にも設置が義務化されたため、私立学校も含め、100%の設置率である。
- 14) 私 ムン『教育発展計画と学校運営委員会に関する研究』『教育問題研究』ソウル, 1997年 p.259 ~ 284